

# 聖武天皇が即位したとき。

— 聖武天皇即位一三〇〇年記念 —

展示木簡  
解説シート（第II期）

\*二〇二四 平城宮跡資料館秋期特別展

木簡は二期に分けて展示します。

第I期 一〇月二二日（火）— 十一月一七日（日）

第II期 十一月一九日（火）— 十二月八日（日）

奈良文化財研究所歴史史料研究室作成

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、釈文を改めている場合があります。出典のない木簡は、第六五八次調査出土。

## 1 皇太子と記された削屑（第II期はパネル展示）

二人「皇カ」  
□

太子□

524次・S010580 『平城木簡概報44』11頁中(30)(31) 091

皇太子に仕える舍人などの勤務管理などに関わる木簡の削屑か。直接接続しないものの、年輪年代学的な検討により、二片が縦方向に並ぶか重なりあうことが確認された。共伴した木簡（削屑）に養老七年（七二三）、神亀元年（七二四）の紀年木簡を含むことから、奈良時代前半の木簡とみられ、この削屑の皇太子は首皇子を指すのであろう。

## 3 和銅八年の紀年木簡

・ 移請受陵倭□  
・ 和銅八年五月五日

112・20・5・033 ヒノキ科・榎目  
104次・S00600 『平城木簡概報12』12頁上(78)

和銅八年は七一五年で、九月に改元して靈龜元年となる。この年の元日朝賀では、前年に立太子した首皇子（のちの聖武天皇）が初めて礼服を着して拝朝したという（『続日本紀』同年正月甲申朔条）。「陵」は、陵に同じ。「倭」は未詳だが、旁が共通する二文字が上下に並び、上の「陵」から連想して記した習書（または落書）であろうか。類似の事例として、先に言偏のみを複数記しておき、あとから思いつくままに旁を追記したとみられる習書木簡も知られる（『平城宮木簡四』四六八号）。

## 2 和銅七年の紀年木簡（第II期はパネル展示）

□十廷和銅七年十月□

(127)・20・6・081 ヒノキ科・榎目  
104次・S08600 『平城木簡概報12』8頁下(22)

「廷」は、鉄や鋏を数える単位として用いられる。『延喜式』の鉄一廷は、大三斤五両にあたり、約二・二三三キログラム。和銅七年は

## 6 刑部郷から大嘗祭に用いる苦を納めた木簡

- ・刑部郷三<sup>〔峪カ〕</sup>里大嘗分
- ・苦一枚

168-21-4 033 ヒノキ科・板目

「苦(とま)」は、菅(すげ)や茅(かや)を菰(こも)のように編み、覆いや筵(むしろ)として用いた。大嘗祭の規定によると、造酒司が酒に入れる葉灰を焼く際、小斧以下の道具を入れる明櫃の下に敷いたほか(大嘗祭式21葉灰条)、廻立殿の屋根を葺くのに用いた事例がみえる(23廻立殿条)。「刑部郷」は諸国にみえるが、備中国には賀夜郡と英賀郡にみえる。「三峪里」(峪は谷に同じ)は、郷里制下のコザト。なお、賀夜郡に隣接する備前国津高郡に「三谷」の地名が知られる(現在の、岡山県吉備中央町三谷)。

## 10 神御茵と記した付札

### 神御茵

(80)-16-4 039 マツ科以外の針葉樹・板目

「茵(しとね)」は、すわったり寝たりする時、下に敷く敷物。「神御茵」は、大嘗宮正殿(悠紀殿・主基殿)の内陣に設けられる神座に関わる可能性がある。やや時代の降る平安時代院政期の史料によると、八重畳(やえだたみ)に衾(ふすま)・単(ひとえ)が置かれる寢座(第一神座)と、供膳のためその東方または東南に置かれた短帖(みじかだたみ)(第二神座)の、二つの神座が知られる。このいずれかに関わるものであるうか。

## 12 ウズワカツオの腊(きたい)の付札

- ・宇授和腊
- ・小堅魚腊

108-20-2 011 ヒノキ科・柱目

「宇授和」は、うずわ。「うずわかつお(渦輪鰹)」の略。魚「そうだがつお(宗太鰹)」の異名。古代のうずわが現在のそれと同じであれば、体長50cmほどの小型の鰹で、「小堅魚」の表記は相応しい。「腊(きたい)」は、臍物を取り出さずに小魚の類を丸干しにしたもの。万葉仮名「授」の事例は、『万葉集』に「比等毛登賀米授(ひととがめず)」(巻十八、四一三〇番歌)としてみえる。

## 14 メの付札

### 海藻六連

96-21-4 031 ヒノキ科・板目

「海藻」は、メ(『新撰字鏡』)、ニギメ(『和名抄』)とみえ、現在のワカメに比定される。調としては、志摩・隠伎・筑前にみえ、令規の正丁一人分の輸貢量は百三十斤(小斤)。中男作物としての貢納国は比較的多くにみられる。なお、若(稚)海藻(ワカメ)は、新生の柔らかい上質の海藻。「連」は、鉄・鉄・綿・海藻・堅魚・鰹などを数える単位として用いられる。

## 16 腊(きたい)の付札

### 腊五<sup>□</sup>

(49)-16-5 039 ヒノキ科・板目

「腊(きたい)」は、臍物を取り出さずに小魚の類を丸干しにしたもの。干物の種類として、他に「臍(あへつくり)」は、臍物を取り出

して干した乾魚で、大型の魚。「楚割（すはやり）」は、魚肉を細長く割いて塩干にしたもの。

## 17 安房のアワビの荷札

安房国安房郡<sup>〔神餘カ〕</sup>□□郷□□里□□<sup>〔神カ〕</sup>輸鰻調陸斤 参拾貳条 養老七年十月  
390・(10)・5 032 ヒノキ科・楳目

安房国は、現在の千葉県南部。今回の展示品では数少ない、備中国（現在の岡山県西部）以外から届けられたことが確実な荷札である。安房国の鰻は、『延喜式』に散見する「東鰻」を指す。「神餘（かむのあまり）郷」は、『和名抄』の安房郡神余郷にあたる。神戸郷の余戸として別置したもので、現在の千葉県館山市神余（かあまり）を中心とした地に比定される。「陸（六）斤」は、大斤での計量で、小斤では一八斤。令規の正丁一人分の輸貢量にあたる。大一斤は今量の約六七〇gで、六斤は約四kg。「参拾貳（三十二）条」とあり、「条」は細長いものを数える単位であることから、この木簡が付けられたアワビは身を薄くはぎ、長く伸ばして干したいわゆる熨斗鮑状に加工されていたのであろう。養老七年は七二三年で、聖武天皇が即位し、大嘗祭がおこなわれた神龜元年の前年にあたる。

## 22 小田郡（？）からの赤米の荷札

□田郡水流郷赤米  
□龜元年九月十日  
(95)・22・5 081 ヒノキ科・楳目

「水流郷」は、『和名抄』にはみえないが、備中国小田郡実成（みなり）郷にあたるか（現在の岡山県矢掛町東三成付近か）。「赤米」は、玄米の種皮の部分に赤色素を含んだ米。列島に広くみられたのは、

複数種あるうち、初と米粒の表皮に色素があり精米すると多くは剥落する品種という。「赤米」は、天平六年（七三四）度尾張国正税帳に「納大炊寮酒料赤米式伯伍拾玖斛」とみえ、赤米荷札が平城宮跡造酒司周辺で多く出土していることから、酒米として用いられたとする理解が有力である。「龜元年」は、共伴遺物から神龜元年（七二四）の可能性が高い。

## 25 賀陽郡からの押栗の荷札

賀陽郡押栗一石  
133・20・3 032 ヒノキ科・楳目

「押栗」は、不明。あるいは「平栗子」（栗をつけて平らにしたもの）のことか。一石は、今量の約四・五斗にあたり、約八一リットル。古代の「賀陽郡」の郡域は、現在の岡山県吉備中央町の南部・高梁市の東南部に、総社市の東北部、岡山市の西北部を加えた地域に比定される。

## 27 安賀郡からの梨の荷札

備中国安賀郡梨六斗  
189・19・6 032 ヒノキ科・楳目

「梨」は、『日本書紀』に栽培記事「詔して、天下をして、桑・紵・梨・栗・蕪菁の草木を勧め殖ふむ。以て五穀を助くとなり」とみえ（持統天皇七年（六九三）三月丙午条）、古くから栽培が奨められていた。「梨（子）」は、信濃国・因幡国の諸国例貢御費（宮内式45例貢御費）、甲斐国（青梨子）・因幡国の諸国貢進菓子（大膳式下54諸国貢進菓子条）、信濃国の諸国貢進御費（内膳式40諸国貢進御費条）にみえる。一斗は今量の約四・五斗にあたり、六斗は約四九リットル。古代の「安（英）賀郡」の郡域は、現在の岡山県新見市の東部・真庭市の西南部・高梁市の東北部と吉備中央町の一部に比定される。

## 29 安賀郡からの蒜根の荷札

○備中国安賀郡蒜根三斗九升

204・25・5 051 ヒノキ科・板目

「蒜」は、いわゆるネギ、ニラ、ニンニクの類か。一斗は今量の約四・五升にあたり、三斗九升は約三ニリットル。『延喜式』の諸国調として、「澤蒜・嶋蒜各七十二斤」がみえ、前者はユリ科の多年草ノビルのほか、ニラ・ニンニクなど臭気のある葎菜、後者はユリ科の多年草アサツキ。澤蒜は、国別諸条にはみえず、嶋蒜は隠伎国の調にのみみえる。古代の「安(英)賀郡」の郡域は、現在の岡山県新見市の東部・真庭市の西南部・高梁市の東北部と吉備中央町の一部に比定される。

## 32 都宇郡からの荏子の荷札

都宇郡荏子四升

(94)・16・4 039 ヒノキ科・板目

「荏子」は、オホエノミ、エ。エゴマのこと。荏子は、『延喜式』の交易雑物として、山城・尾張(各四石)、美濃(十二石)(民部式下63交易雑物条)、中男作物として五合とみえる(主計式上4中男作物条)。一升は今量の約四・五合にあたり、四升は約三・ニリットル。古代の「都宇郡」の郡域は、現在の岡山県倉敷市の東北部と総社市の東南部、早島町に比定される。

## 33 窪屋郡からの白米の荷札

・窪屋郡白猪里神人部持  
・麻呂白米一石

164・27・3 031 ヒノキ科・板目

「白米」は精白した米。一石は今量の約四・五斗にあたり、約八一

## 35 間人郷からの餅米の荷札

間人郷餅米一石

234・26・5 033 ヒノキ科・板目

餅米(糯米)の貢納量は、『延喜式』によると、粳米に比べて概して少量であった。例えば、備中国では、大炊寮への粳米百五石五斗九升に対し、二十石と定めている(民部式下49年料春米条)。一石は今量の約四・五斗にあたり、約八一リットル。「間人郷」は、『和名抄』には備中国浅口郡、丹後国竹野郡にみえ、35は備中国浅口郡の荷札である可能性が高い。

## 37 手田郡からの白米の荷札

備中国手田郡入□里白米五斗

173・31・5 033 マツ科以外の針葉樹・板目

「白米」は精白した米。これに対し、黒米は籾殻を除いて精白していない、いわゆる玄米。一斗は今量の約四・五斗にあたり、五斗は約四一リットル。「手田郡入水里」は、『和名抄』の備中国哲多郡新見郷にあたるか。古代の「手田(哲多)郡」の郡域は、現在の岡山県新見市の西部に比定される。哲多郡は、『延喜式』『和名抄』ともに「哲多」と表記し、「手田」は木簡でも『平城宮木簡六』10010号、『平城宮発掘調査出土木簡概報』六、六頁下段(62)の二点が知られる程度であった。「手田」表記の類例が一つ加わったこととなる。

40・41 下道郡からの庸米の荷札

・備中国下道郡秦郷直

・里下道臣名等麻呂庸<sup>六斗</sup>

・備中国下道郡秦郷直見

・里下道臣名□麻呂庸米六□<sup>〔斗カ〕</sup>

141・27・4 032 ヒノキ科・榎目

(139)・24・5 032 ヒノキ科・榎目

40・41は、ともに下道郡秦郷直(見)里の下道臣名(等)麻呂が納めた庸米の荷札で、同一材のヒノキ科板目材から作製された可能性がある。一点は六斗入りの米俵の外側に付けられ、もう一点は俵の中に入れて都へ送られたと推測される。同じ遺構から出土したことから、荷物の検収と消費がほぼ同時におこなわれたのであろう。「秦郷」は、『和名抄』の備中国下道郡秦原郷にあたる。一斗は今量の約四・五斗にあたり、六斗は約四九リットル。古代の「下道郡」の郡域は、現在の岡山県倉敷市の西北部に高梁川西岸の高梁市と総社市の一部を加えた地域に比定される。

42 後月郡からの生粟の荷札

後 郡生粟一石

111・25・3 032 ヒノキ科・榎目

「生粟」は、『延喜式』主計式上4中男作物条に一斗五升とみえるが、国別諸条にはみえない。一石は今量の約四・五斗にあたり、約八一リットル。「後 郡」は、二文字目が削りとられているが、後月郡であろう。古代の「後月郡」の郡域は、現在の岡山県井原市の西部に比定される。

45 高殿の造営に関わる木簡

□  
里工作高殿料短枚桁二枝 □

(261)・(22)・4 081 ヒノキ科・榎目  
97次・Sx8411 『平城宮木簡七』11899号

「高殿」は、天平初年頃、第一次大極殿院南面築地回廊に増築される東西楼を指すと考えられ、47の「東高殿」・46の「西高殿」は、それぞれ、SB七八〇二建物(東楼)・SB一八五〇〇建物(西楼)のことであろう。「桁」は斗栱(ときょう)の上のあり、榑(たるき)や天井を受ける長い横木。あるいは「枚(平)桁(ひらげた)」の意で、高欄(こうらん)の三本の水平材のうち中央の部分の指すか。

46 西高殿とみえる木簡(第II期はパネル展示)

西高殿四人



(137)・(11)・6 081 ヒノキ科・榎目  
97次・Sx8411 『平城宮木簡七』11900号

「西高殿」は、天平初年頃、第一次大極殿院南面築地回廊に増築される西楼を指すと考えられ、SB一八五〇〇建物(西楼)のことであろう。「西高殿」の造営に関わる工人など四人について記した木簡の断片。

47 東高殿の飛驒工に関わる木簡(第II期はパネル展示)

造東高殿<sup>〔飛驒工カ〕</sup>  
□□□□□□□□

(121)・(33)・3 081 ヒノキ科・榎目  
97次・Sx8411 『平城宮木簡七』11899号

「東高殿」は、天平初年頃、第一次大極殿院南面築地回廊に増築される東楼を指すと考えられ、SB七八〇二建物(東楼)のことである。

天然痘の退散を祈願する呪句を記した木簡

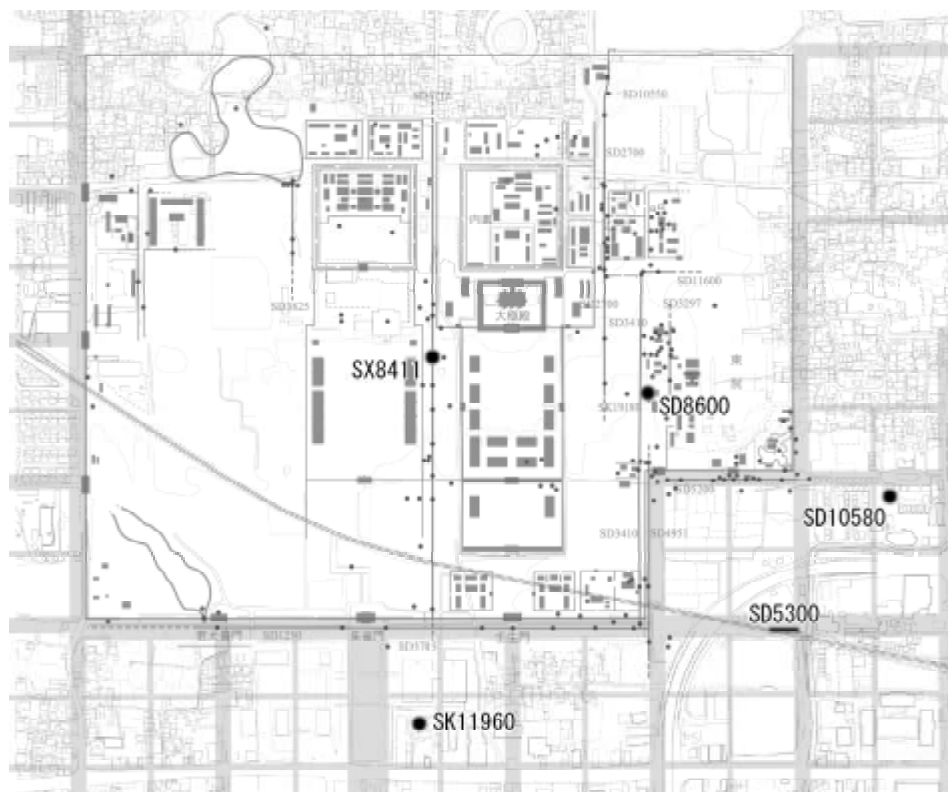
ろう。「飛驒工」は、飛驒国（現在の岐阜県北部）出身の木工職人集団。八文字目は数字の可能性があり、「東高殿の造管にあたる飛驒工〇人」といった意か。飛驒国は、庸調が免除され「匠丁」（木工職人）と「廩丁」（炊事担当）を出し、その他の者は米を納めて匠丁の食に充てることとなっていた（賦役令39斐陀国条）。その由来は明らかではないが、比較的近い山国であることから、木工の供給源とされたのであろう。

- 油二升一合 大殿常燈料 日別三合 膳所料 三日料
- 七日料
- 油七合 文基息所燈料 日一合 油六合 内坐所物備給燈料
- 油一升四合 天子大坐所燈料 合六升 油四合 召女豎息所燈料

「<sup>〔鉋〕</sup>削<sup>〔鉋〕</sup>下<sup>〔鉋〕</sup>平<sup>〔鉋〕</sup>不<sup>〔鉋〕</sup>影<sup>〔鉋〕</sup>義<sup>〔鉋〕</sup>之<sup>〔鉋〕</sup>由<sup>〔鉋〕</sup>也<sup>〔鉋〕</sup>是<sup>〔鉋〕</sup>聖<sup>〔鉋〕</sup>武<sup>〔鉋〕</sup>皇<sup>〔鉋〕</sup>書<sup>〔鉋〕</sup>賜<sup>〔鉋〕</sup>條<sup>〔鉋〕</sup>」

300-80-15 001 ヒノキ科・板目  
204次・SD5300 『平城京木簡Ⅱ』5005号

もともと文書函の蓋として作製され、不要になった後に、油の使用量と用途を記録した帳簿として用いられ、さらに呪句を記している。もとの木簡の裏面に、天地逆に書かれた文は、文意はとりにくい。天然痘の退散を祈願する呪句とみられる。はじめ「西（海道）」と書きかけ、「山」を上書きして山陽道と訂正している。油の記録は、天平八年（七三六）六月から七月にかけての吉野行幸の帰途、聖武天皇が皇后宮に滞在した時のものと推測される。



今回展示する木簡の出土地

地形図は奈良市発行 1/10,000 地形図（令和5年3月24日作成）を一部改変

## 【木簡が見つかった遺構】

( )はパネル展示

### SD一〇五八〇 (展示番号1)

平城京左京二条二坊十四坪・平城第五二四次調査(二〇一四年)調査区の下層で検出した、南北(最大)四・六m、深さ〇・六五mの東西方向の溝ないし土坑。調査区外東西に延びる。出土した削屑の多くは、人名、日付ないし時刻を示すとみられる十二支の記述が目立ち、「高殿下待舍人」によると、舎人の勤務管理などに関わる木簡群とみられる。養老七年(七二三)や神龜元年(七二四)の削屑が含まれ、奈良時代前半に属する。木簡は四三五五点(うち削屑四二五三点)出土した。

### SD八六〇〇 (展示番号2・3)

平城宮東院西辺部・平城第一〇四次調査(一九七七年)平城宮東院西辺部の、東一坊大路の延長部分にあたり、調査区の北東から南西にかけて斜行する幅約三m、深さ〇・六mの溝。約九二m分検出した。溝の両岸は、シガラミによる護岸を施す。木簡は溝埋土から一〇七点出土し、このほか溝底絶後の灰白色粘土や建築部材片からも一八点出土した。紀年木簡はいずれも和銅年間(七〇八〜七一五)で、皇太子居所としての東院造営に際して埋め立てられたとみられる。

### 大土坑SK一一九六〇

(展示番号6・10・12・14・16・17・22・25・27・29・32・33・35・37・40・42)

平城京左京三条一坊二坪・平城第六五八次調査(二〇二三〜二四年)調査区東北部で検出した東西約二・八m、南北約二・五m、深さ約一・〇mの方形土坑。最下層に木片を中心とした有機物を敷き込み、その上に粘土を積んで埋め、さらにこれをもう一度掘り起こして再び最下層に粟皮・木の葉を主体とする有機物を敷き込み、粒度をあえて不均一に調整した土を積み、さらにこの土を掘り起こして砂層と粘土層を交互に積んで埋める。木簡は、有機物層から二六〇〇点(うち削屑二二五〇点)以上出土した(現在洗浄中)。

### SX八四二一 (展示番号45・46・47)

中央区朝堂院東北隅(第一次大極殿院東南隅)・

平城第九七次調査(一九七六年)

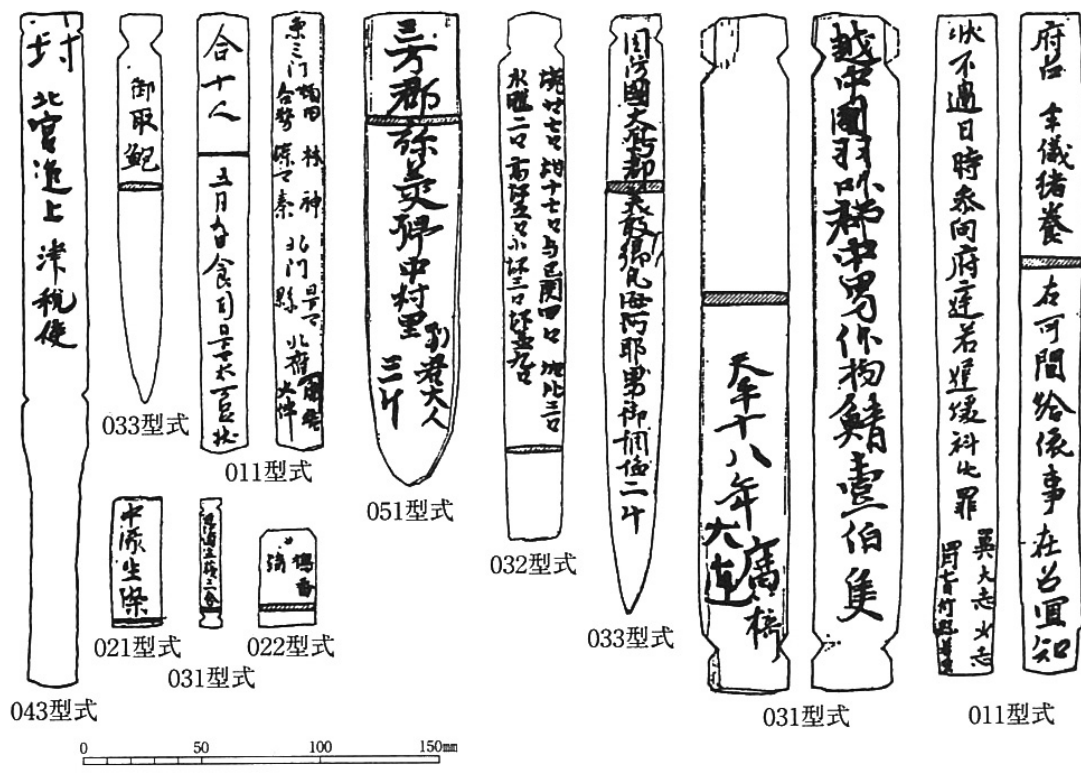
第一次大極殿院・中央区朝堂院の東辺を南流する平城宮の基幹排水路の一つ、SD三七一五に付設された堰状遺構で、一辺約四mの不整形を呈する。東第一堂北端の東に位置する。木簡は一三八点(うち削屑三四点)出土した。

### SD五三〇〇 (展示番号48)

平城京左京二条二坊五坪二条大路・

平城第二〇四次調査(一九八九年)

平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮・旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)との間の二条大路路面の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、麻呂邸南門前から二条大路北端に沿って東に延びる遺構。幅二・七m、深さ一・一・三m、総延長は約五八m。木簡は、約三万五千点(うち削屑約二万九千点)出土した。



木簡の型式分類

【木簡の型式分類とその説明】

- 一型式 長方形の材のもの
- 一五型式 長方形の材の側面に穴を穿ったもの
- 一九型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの
- 二型式 小型矩形のもの
- 二二型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの
- 三一型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの  
方頭・圭頭など種々の作り方がある
- 三二型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの
- 三三型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの
- 三九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 四一型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの
- 四三型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みをいれたもの
- 四九型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 五一型式 長方形の材の一端を尖らせたもの
- 五九型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 六一型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの
- 六五型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの
- 八一型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの
- 九一型式 削屑